

上市町暮らし体験推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町補助金等交付規則（平成2年上市町規則第2号）第21条の規定に基づき、上市町暮らし体験推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 定住の意思をもって転入することをいう。
- (2) 移住希望者 本町への移住を希望し、又は検討している者をいう。
- (3) 宿泊施設等 町内に住所を有する施設であって、旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定による旅館業を行うための施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の規定による住宅宿泊事業を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている住所が町外にある者
- (2) 滞在期間中に上市町職員と面談し、及び移住相談を行う者
- (3) 町への移住定住を目的とした活動をするために滞在する者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 前項第3号に規定する町への移住定住を目的とした活動は、次の各号のいずれかの活動とする。

- (1) 町内において住居を探す活動
- (2) 町内において仕事を探す活動
- (3) 町内の生活環境、子育て環境等を確認する活動
- (4) 町内の文化、歴史、気候及び風土を知るための活動
- (5) その他町内への移住に向けて特に必要と認められる活動

(補助金の交付)

第4条 町長は、移住希望者に対し宿泊施設等への宿泊費を補助することにより、町内への移住定

住の促進を図ることを目的に、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(対象経費)

第5条 対象経費は、宿泊施設等の宿泊費とする。ただし、次に掲げる経費については、宿泊施設から発行される領収書等において明確に区分することができない場合を除き、対象経費から除くものとする。

(1) 食費

(2) 駐車料金

(3) その他宿泊施設における宿泊に付随する経費（前2号に掲げる経費を除く。）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1回の滞在に係る対象経費に2分の1を乗じて得た額（この額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、3,000円に当該滞在期間に係る宿泊数を乗じて得た額を上限とする。

2 前項に規定する補助金は、同一年度内において1人当たり3回の滞在を限度として交付するものとし、1回の滞在につき6泊を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、上市町暮らし体験推進事業補助金交付申請書兼計画書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、宿泊開始日の7日前までに町長に申請しなければならない。

(1) 申請者及び同行者の氏名及び現住所を確認できる書類の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することが適当と決定したときは、当該申請をした者に対し、上市町暮らし体験推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金を交付することが不適当と決定したときは、当該申請をした者に対しその旨及びその理由を通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請内

容を変更、中止又は廃止するときは、速やかに上市町暮らし体験推進事業補助金交付申請変更等承認申請書（様式第3号）を提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。

- （1） 第3条に規定する要件を欠くことが確認されたとき。
- （2） 補助金の申請に虚偽その他不正な行為があったとき。
- （3） その他町長が特に必要と認めるとき。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、当該活動が終了したときに、上市町暮らし体験推進事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、活動終了日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

- （1） 宿泊施設等が交付する領収書の写し
- （2） その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による提出があったときは、当該報告書の内容を審査の上、補助金の額を確定し、交付決定者に対し、上市町暮らし体験推進事業補助金の額の確定について（様式第5号）により通知するものとする。

（交付の請求等）

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、上市町暮らし体験推進事業補助金交付請求書（様式第6号）により、速やかに補助金の交付を町長に請求するものとする。

2 町長は、前号の規定による請求があったときは、速やかに当該請求をした者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、第10条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について補助金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、上市町暮らし体験推進補助金返還請求書（様式第7号）により、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の規定により補助金の返還請求を受けた者は、当該返還請求の日から起算して1年を経過

する日までに、当該返還請求を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月1日告示第59号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号 (第7条関係)
 様式第1号 (第7条関係)

年 月 日

上市町長 宛て

申請者 住 所
 氏 名
 電話番号

上市町暮らし体験推進事業補助金交付申請書兼計画書

上市暮らし体験推進事業補助金の交付を受けたいので、上市町暮らし体験推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

交付を受けようとする 補助金の額	【交付申請額】 _____ 円 <対象経費> @ _____ 円(1泊当たり宿泊費)×1/2× _____ 名× _____ 泊 = _____ 円 (上限 3,000 円/泊)	
過去の交付実績	1回目・2回目・3回目 (前回交付決定日: _____ 年 _____ 月 _____ 日)	
補助対象 活動の内容	(該当する活動全てに☑を付けてください。) <input type="checkbox"/> 町内において住宅を探す活動 <input type="checkbox"/> 町内において仕事を探す活動 <input type="checkbox"/> 町内の生活環境や子育て環境等を確認する活動 <input type="checkbox"/> 町内の文化、歴史、気候及び風土を知るための活動 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
補助対象要件	<input type="checkbox"/> 滞在期間中に上市町職員と面談し、移住相談を行うこと 面談予定日時: _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ : _____ ~ _____ : _____)	
宿泊施設等の名称		
滞在期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで (_____ 泊 _____ 日)	
補助対象者	申請者 (続柄: _____)	氏名 _____ 住所 _____
	同行者 (続柄: _____)	氏名 _____ 住所 _____
	同行者 (続柄: _____)	氏名 _____ 住所 _____
	同行者 (続柄: _____)	氏名 _____ 住所 _____
	同行者 (続柄: _____)	氏名 _____ 住所 _____
	同行者 (続柄: _____)	氏名 _____ 住所 _____
	同行者 (続柄: _____)	氏名 _____ 住所 _____
	同行者 (続柄: _____)	氏名 _____ 住所 _____
	同行者 (続柄: _____)	氏名 _____ 住所 _____
	同行者 (続柄: _____)	氏名 _____ 住所 _____

【添付書類】

- ・申請者及び同行者の氏名及び現住所を確認できる書類の写し
- ・その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）
様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

上市町長 印

上市町暮らし体験推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました上市町暮らし体験推進事業補助金交付申請書兼計画書について、上市町暮らし体験推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により上市町暮らし体験推進事業補助金の交付を受けた場合は、その全部又は一部を返還すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める条件

様式第3号（第9条関係）
様式第3号（第9条関係）

年 月 日

上市町長 宛て

住 所
氏 名

上市町暮らし体験推進事業補助金交付申請変更等承認申請書

年 月 日付上 第 号で交付決定がありました上市町暮らし体験推進事業補助金の交付について、上市町暮らし体験推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、事業を（ 変
更 ・ 中止 ・ 廃止 ）したいので下記のとおり申請します。

記

1 変更・中止・廃止の内容

2 理由

年 月 日

上市町長 宛て

(申請者) 住所
氏名
連絡先

上市町暮らし体験推進事業補助金実績報告書

年 月 日付上 第 号で交付決定がありました上市町暮らし体験推進事業補助金の交付について、次のとおり活動しましたので、上市町暮らし体験推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

期 間： 年 月 日～ 年 月 日

行程等：

期 日	主な活動内容
月 日 ()	
月 日 ()	
月 日 ()	
月 日 ()	
月 日 ()	
月 日 ()	

感想・要望・今後の予定等

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください（ページ増となっても構いません）。

【添付書類】

- ・宿泊施設等が交付する領収書の写し
- ・その他町長が必要と認める書類

様式第5号(第12条関係)
様式第5号(第12条関係)

年 月 日

様

上市町長 印

上市町暮らし体験推進事業補助金の額の確定について

年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった上市町暮らし体験推進事業補助金については、上市町暮らし体験推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり交付することに決定し、当該補助金の額を確定します。

1 補助金の額 金 円

様式第6号 (第13条関係)
様式第6号 (第13条関係)

年 月 日

上市町長 宛て

住所
氏名

印

上市町暮らし体験推進事業補助金交付請求書

年 月 日付上 第 号で額の確定のあった上市町暮らし体験推進事業補助金について、上市町暮らし体験推進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関		銀行・信用金庫		本店
		信用組合・農協		支店
預金種目	普通 ・ 当座 ・ その他 ()			
口座番号				
フリガナ				
口座名義				

年 月 日

様

上市町長 印

上市町暮らし体験推進事業補助金返還請求書

上市町暮らし体験推進事業補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり補助金の返還を請求します。

- 1 返還を請求する額 金 _____ 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還を請求する理由

- 4 返還方法

- 5 返還を請求する補助金
 - (1) 文書番号 上 第 号
 - (2) 文書年月日 年 月 日
 - (3) 補助金の名称 上市町暮らし体験推進事業補助金
 - (4) 補助金の交付額 金 _____ 円
 - (5) 補助金の交付年月日 年 月 日